

墨田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月24日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第9号

墨田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例

墨田区立学校施設使用条例（平成13年墨田区条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区 分	使用料							
	午 前	午後1	午後2	午後3	午後4	夜間1	夜間2	
	午前9時から 正午まで	正午から午後 3時まで	午後3時から 午後6時まで	午後4時から 午後6時まで	午後5時から 午後7時まで	午後6時から 午後9時まで	午後7時から 午後9時まで	
屋内運動場	990円	990円	990円	660円	850円	1,560円	1,040円	
教室（1教室につき）	240円	240円	240円	160円	250円	510円	340円	
校庭	600円	600円	600円	400円	540円	1,020円	680円	
集会施設	大	3,060円	3,060円	3,060円	2,040円	2,180円	3,480円	2,320円
	小	600円	600円	600円	400円	430円	690円	460円
柔道場	1,320円	1,320円	1,320円	880円	1,000円	1,680円	1,120円	
剣道場	1,320円	1,320円	1,320円	880円	1,000円	1,680円	1,120円	

備考

- 1 集会施設とは、墨田区立寺島中学校に設置されているものをいう。
- 2 教育委員会が特に必要と認めた施設については、午後9時から午後10時までを使用承認時間とすることができる。この場合の使用料の額は、「夜間2」の使用料の額の5割相当額とする。
- 3 区内に住所を有する者その他の規則で定める者以外の者が使用する場合の使用料の額は、この表に定める額（備考2の規定による額を含む。）に当該額の5割相当額を加えた額とする。

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に使用承認を受けているものに係る使用料については、なお従前の例による。